

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 海水浴場（第5条—第8条）
- 第3章 遊泳区域（第9条・第10条）
- 第4章 催物の開催（第11条—第14条）
- 第5章 海域レジャー事業（第15条—第24条）
- 第6章 遊泳者の事故防止等（第25条）
- 第7章 操縦者の事故防止等（第26条—第30条）
- 第8章 勧告等（第31条—第33条）
- 第9章 雑則（第34条—第41条）
- 第10章 罰則（第42条—第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県及び海域等利用者等の責務を明らかにするとともに、海域レジャー提供業者の事故防止の措置等を定めることにより、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水難事故 水難等の事故をいう。
- (2) 海域 沖縄県の区域内の海域をいう。
- (3) 内水域 沖縄県の区域内の河川及び湖沼をいう。

- (4) 海域等利用者 海域又は内水域において、スポーツ、レクリエーション等のため遊泳、潜水等をし、又はプレジャーボート、カヌー等若しくは水上設置遊具を利用している者、漁業に従事している者及び工事等の作業に従事している者をいう。
- (5) 潜水 水中において給気を受けることのできる器具を用いて、水中に潜ることをいう。
- (6) スノーケリング スノーケルを用いて、遊泳することをいう。
- (7) 遊泳者 遊泳及び潜水している者並びにゴムボート、浮輪その他人の身体に危害を及ぼすおそれのない遊泳器具をその本来の用い方に従って用いている者をいう。
- (8) 海水浴場 特定の海域において遊泳する者の利便に供するための施設及び遊泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けること等により、通常公衆が遊泳のため利用することのできるものとして環境を整備した場合における当該特定の海域及びこれに接続する海浜をいう。
- (9) 動力船 機関を用いて推進する船舶をいう。
- (10) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボード、セールボードその他の公安委員会規則で定めるものをいう。
- (11) カヌー等 ろかいをもって運転し、かつ、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶等であって公安委員会規則で定めるものをいう。
- (12) 水上設置遊具 気体を充填して水上に浮遊させる遊具又は水上において浮力を有する素材から製造された遊具であって、係留その他の方法により水上における位置を保持した上でスポーツ又はレクリエーションの用に供するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、水難事故の防止に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携及び協力を図るものとする。

3 県は、市町村が水難事故の防止に関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

4 県は、海域及び内水域の安全な利用に関し、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(海域等利用者等の責務)

第4条 海域等利用者は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等のため

の遊泳、潜水等並びにプレジャーボート、カヌー等及び水上設置遊具の利用、漁業並びに工事等の作業が常に水難事故の危険を伴うものであることを認識し、海域及び内水域の安全な利用に努めるものとする。

- 2 何人も、水難事故が発生していると認められる場合又は発生するおそれが明らかであると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 3 何人も、県が実施する水難事故の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 海水浴場

(海水浴場開設の届出)

第5条 海水浴場を開設しようとする者は、開設しようとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 海水浴場の名称
 - (3) 海水浴場の区域
 - (4) 海水浴場を公衆の利用に供する期間
 - (5) 海水浴場に設ける施設、設備等の概要
 - (6) 海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のためにとる措置の概要
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、海水浴場を開設してはならない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - (3) 第32条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有す

る者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第8号において同じ。)であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。)

- (4) 第32条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に次条、第12条及び第16条の規定による廃止又は中止の届出をした者(廃止又は中止について相当な理由がある者を除く。)で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第9号において「暴力団員等」という。)
- (6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (8) 法人でその役員のうち第1号から第6号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海水浴場を公衆の利用に供させてはならない。

(海水浴場開設の変更等の届出)

第6条 前条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る海水浴場を廃止したとき、又は同条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

(国の機関等の特例)

第7条 国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)が海水浴場を開設しようとするときは、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2 国の機関等は、前項の通知に係る海水浴場を廃止したとき、又は第5条第2項各号に

掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を公安委員会に通知するものとする。

(海水浴場開設者の事故防止等の措置)

第8条 第5条第1項の規定による届出又は前条第1項の規定による通知をした者（次項、第25条第1項及び第34条第1項において「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は通知に係る海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 遊泳者が安全に遊泳することができる区域を旗、浮標、立標等で標示するとともに、海水浴場の区域を看板、立札等により明示すること。
- (2) 水難事故を防止するため必要な遊泳上の遵守事項を記載した看板等を海水浴場内の見やすい場所に掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を海水浴場に置き、遊泳者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を海水浴場に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。なお、水難救助員は、前号の監視人を兼ねることができる。
- (5) 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 海水浴場において水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 海水浴場開設者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる措置に係る外国人に対する周知に資する措置をとること。
- (2) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (3) 公安委員会規則で定める設備等を整備すること。

第3章 遊泳区域

(遊泳区域の指定)

第9条 公安委員会は、人の遊泳する海域又は内水域において、遊泳者と船舶とが混在している場合に、遊泳者と船舶との衝突等による遊泳者に係る事故を防止するため必要があると認めるときは、特定の区域を、期間を定め、遊泳者が船舶と衝突等による危害を受けることなく遊泳を行うことのできる遊泳区域（以下この条において「遊泳区域」という。）として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による遊泳区域の指定に当たっては、関係市町村及び漁業協同組合その他遊泳区域の指定に関して利害を有するものの意見を聴かなければならない。

3 何人も第1項の遊泳区域において船舶を航行させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 警察用船舶が遊泳者に係る水難事故を防止するため航行する場合その他官公署の行政目的遂行のため必要がある場合

(2) 水難事故が発生した場合において当該救助活動に従事するため必要があるとき。

(3) 遊泳者に係る事故の防止のために必要と認められる場合

(4) 船舶の衝突その他船舶交通の危険を回避するためやむを得ず遊泳区域に進入する場合

(5) 第11条第1項の規定による届出のあった催物に参加するため必要がある場合

4 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定する場合には、その旨を県公報で告示するとともに、公安委員会規則で定める標識を設置しなければならない。

5 何人も、みだりに前項に規定する標識を移動し、又は損壊してはならない。

（警察官の指示）

第10条 警察官は、前条第3項の規定に違反して船舶を航行させている者に対し、当該違反行為を中止すること又は当該違反行為に伴い発生した危険を除去するため必要な措置をとることを指示することができる。

第4章 催物の開催

（催物の開催の届出）

第11条 海域又は内水域において、広告その他の方法により公衆を集め観覧させる目的で、ボート競走、ヨット競走、ボードセーリング競走、水泳競技、花火大会その他の催物（以下「催物」という。）を開催しようとする者は、開催しようとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 催物の目的
- (3) 催物を開催する場所及び日時
- (4) 催物の形態
- (5) 事故防止のためにとる措置の概要

3 第1項の規定にかかわらず、催物のうち公安委員会規則で定めるものについては、届出を要しないものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に催物を開催させてはならない。

（催物の開催の変更等の届出）

第12条 前条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る催物の開催を中止するとき、又は同条第2項各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

（国の機関等の特例）

第13条 国の機関等が催物を開催しようとするときは、第11条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2 国の機関等は、前項の通知に係る催物の開催を中止するとき、又は第11条第2項各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を公安委員会に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、催物のうち公安委員会規則で定めるものについては、通知を要しないものとする。

（海水浴場開設者の規定の準用）

第14条 第5条第3項の規定は、催物を開催しようとする者について準用する。この場合において、同項中「海水浴場を開設」とあるのは「催物を開催」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第6条」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「催物の開催」と読み替えるものとする。

第5章 海域レジャー事業

(海域レジャー事業の届出)

第15条 次に掲げる事業（以下「海域レジャー事業」という。）を営もうとする者は、その事業を営もうとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてプレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業
- (2) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてプレジャーボートをけい留し、又は保管する事業
- (3) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてカヌー等を賃貸その他の方法により利用させる事業
- (4) 特定の海域又は内水域において潜水をしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、潜水をさせる事業
- (5) 特定の海域又は内水域においてスノーケリングをしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、スノーケリングをさせる事業
- (6) 海域又は内水域に水上設置遊具を設け、人の需要に応じて当該水上設置遊具を利用させる事業

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業所の名称、所在地及び当該事業所において取り扱う事業の種別
- (3) 事業所の管理者の氏名及び住所
- (4) 事業を営もうとする日（一定の期間に限り事業を営もうとする者にあつては、当該期間）
- (5) 事業形態及び方法
- (6) 事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するためにとる措置の概要
- (7) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

3 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海域レジャー事業を営ませてはならない。

(海域レジャー事業の変更等の届出)

第16条 前条第1項の規定による届出をした者（以下「海域レジャー事業者」という。）

は、届出に係る海域レジャー事業を廃止したとき、又は同条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

（国の機関等の特例）

第17条 国の機関等が海域レジャー事業を営もうとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号（第7号を除く。次項において同じ。）に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2 国の機関等は、前項の通知に係る海域レジャー事業を廃止したとき、又は第15条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を公安委員会に通知するものとする。

（海水浴場開設者の規定の準用）

第18条 第5条第3項の規定は、海域レジャー事業を営もうとする者について準用する。

この場合において、同項中「海水浴場を開設して」とあるのは「海域レジャー事業を営んで」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第6条」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「海域レジャー事業」と読み替えるものとする。

（プレジャーボート提供業届出者等の事故防止等の措置）

第19条 第15条第1項第1号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条及び第26条第1項において「プレジャーボート提供業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、プレジャーボートを利用させないこと。
- (3) プレジャーボート利用者（プレジャーボート提供業届出者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）が

飲酒、薬物の影響その他の理由によりプレジャーボートの正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にプレジャーボートを利用させないこと。

- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 公安委員会規則で定めるところにより、プレジャーボート利用者の名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
- (7) プレジャーボート利用者に救命胴衣又はウェットスーツ（第23条第1項第8号、第25条第2項第3号及び第26条第3項第3号において「救命胴衣等」という。）（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項の小型船舶（第26条第3項第3号において「小型船舶」という。）に該当するプレジャーボートに係るプレジャーボート利用者にあつては救命胴衣）を着用させること。
- (8) プレジャーボート利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (9) プレジャーボート利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (10) 利用させたプレジャーボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 プレジャーボート提供業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをプレジャーボート利用者に遵守させること。
- (2) プレジャーボート利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- (3) プレジャーボート利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があつたときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- (4) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向

上を図るための講習を受講させること。

(5) プレジャーボート提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。

3 プレジャーボート提供業届出者は、プレジャーボート利用者が外国人であるときは、第1項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる措置並びに前項第1号及び第3号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項第1号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

(マリーナ業届出者等の事故防止等の措置)

第20条 第15条第1項第2号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この項及び第26条第1項において「マリーナ業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

(1) マリーナ利用者（マリーナ業届出者の事業の用に供する設備等にけい留し、又は保管しているプレジャーボートを利用する者をいう。以下この項において同じ。）に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。

(2) マリーナ利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。

(3) プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをマリーナ利用者に遵守させること。

(4) マリーナ利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。

(5) マリーナ利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。

(6) マリーナ利用者が外国人であるときは、第1号から第3号まで及び前号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

2 前項の規定は、第15条第1項第2号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

(カヌー等提供業届出者等の事故防止等の措置)

第21条 第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「カヌー等提供業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、カヌー等を利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、カヌー等を利用させないこと。
- (3) カヌー等利用者（カヌー等提供業届出者の事業の用に供するカヌー等を利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）が飲酒、薬物の影響その他の理由によりカヌー等の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にカヌー等を利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。
- (5) カヌー等のうち公安委員会規則で定めるもの（以下この号、次号及び第36条第2項において「特定カヌー等」という。）を利用させるカヌー等提供業届出者は、事業所ごとに、自ら特定カヌー等を操縦し、並びにカヌー等利用者を案内し、監視し、及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導をし、その他必要な措置を行う者（以下この条及び第36条第2項において「カヌー等ガイド」という。）を置くこと。
- (6) 特定カヌー等をカヌー等利用者に利用させるときは、カヌー等ガイドに特定カヌー等を操縦させ、案内、監視及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導その他必要な措置を行わせること。
- (7) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (8) 公安委員会規則で定めるところにより、カヌー等利用者の名簿及びカヌー等ガイドの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

- (9) カヌー等利用者に救命胴衣を着用させること。
- (10) カヌー等利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (11) カヌー等利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (12) 利用させたカヌー等に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 カヌー等提供業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) カヌー等に係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをカヌー等利用者に遵守させること。
- (2) カヌー等利用者又はカヌー等ガイドと事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- (3) カヌー等利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- (4) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (5) カヌー等ガイドに対し、毎年1回以上、カヌー等ガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (6) カヌー等提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。

3 カヌー等提供業届出者は、カヌー等利用者が外国人であるときは、第1項第1号から第3号まで及び第9号から第11号までに掲げる措置並びに前項第1号及び第3号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

(潜水業届出者の事故防止等の措置)

第22条 第15条第1項第4号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「潜水業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 事業所ごとに、自ら潜水をし、並びに潜水者（潜水業届出者の案内を受け、潜水をする者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）を案内し、監視し、及び潜水者に対する安全な潜水のための指導をし、その他必要な措置を行う者（以下この条及び第36条第3項において「ガイドダイバー」という。）を置くこと。
- (2) 潜水者に潜水をさせるときは、ガイドダイバーを潜水させ、案内、監視及び潜水者に対する安全な潜水のための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) 潜水具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これを潜水者に使用させないこと。
- (4) 潜水者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な潜水ができない状態にあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (5) 潜水者の健康状態、潜水経験、潜水技能その他の事情により安全な潜水ができないおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象が潜水者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、潜水者の名簿及びガイドダイバーの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
- (8) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 潜水業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) 潜水者に係る水難事故を防止するため必要な潜水上の遵守事項を定め、これを潜水者に遵守させること。
- (2) 潜水者又はガイドダイバーが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- (3) 潜水者の案内に船舶を用いる場合は、その船上において潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者（次号において「潜水者安全確保要員」という。）を置くこと。
- (4) 潜水者に潜水をさせるときは、潜水者安全確保要員に潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及び

ロープ又は救命ボート及びロープを備えること。

(6) ガイドダイバーに対し、毎年1回以上、ガイドダイバーに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。

3 潜水業届出者は、潜水者が外国人であるときは、第1項第3号から第6号までに掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

(スノーケリング業届出者の事故防止等の措置)

第23条 第15条第1項第5号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「スノーケリング業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 事業所ごとに、自ら同伴をし、並びにスノーケリング者（スノーケリング業届出者の案内を受け、スノーケリングをする者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）を案内し、監視し、及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導をし、その他必要な措置を行う者（以下この条及び第36条第4項において「スノーケリングガイド」という。）を置くこと。

(2) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリングガイドを同伴させ、案内、監視及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導その他必要な措置を行わせること。

(3) スノーケリング器具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これをスノーケリング者に使用させないこと。

(4) スノーケリング者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常なスノーケリングができない状態にあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。

(5) スノーケリング者の健康状態、スノーケリング経験、スノーケリング技能その他の事情により安全なスノーケリングができないおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。

(6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象がスノーケリング者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。

(7) 公安委員会規則で定めるところにより、スノーケリング者の名簿及びスノーケリン

グガイドの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

- (8) スノーケリング者に救命胴衣等を着用させること。ただし、スノーケルによる呼吸を行うことができない水深における遊泳を伴うスノーケリングであって、救命胴衣等を着用することにより当該スノーケリングが困難になる場合において公安委員会規則で定める措置をとるときは、この限りでない。
- (9) スノーケリング者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 スノーケリング業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) スノーケリング者に係る水難事故を防止するため必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。
- (2) スノーケリング者又はスノーケリングガイドが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- (3) スノーケリング者の案内に船舶を用いる場合は、その船上においてスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者（次号において「スノーケリング者安全確保要員」という。）を置くこと。
- (4) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリング者安全確保要員にスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- (6) スノーケリングガイドに対し、毎年1回以上、スノーケリングガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。

3 スノーケリング業届出者は、スノーケリング者が外国人であるときは、第1項第3号から第6号まで及び第8号に掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

（水上設置遊具運営業届出者等の事故防止等の措置）

第24条 第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「水上設置遊具運営業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、水上設置遊具の安全な利用が阻害され、水上設置遊具利用者（水上設置遊具運営業届出者の事業の用に供する水上設置遊具を利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）に危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、水上設置遊具を利用させないこと。
 - (2) 水上設置遊具利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由により水上設置遊具の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者に水上設置遊具を利用させないこと。
 - (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を水上設置遊具又はその付近に置き、水上設置遊具利用者を監視させる等の措置をとること。
 - (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を水上設置遊具又はその付近に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。なお、水難救助員は、前号の監視人を兼ねることができる。
 - (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
 - (6) 水上設置遊具利用者に救命胴衣を着用させること。
 - (7) 水上設置遊具利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な利用に必要な情報を提供すること。
 - (8) 水上設置遊具利用者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 水上設置遊具運営業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。
- (1) 水上設置遊具利用者に係る水難事故を防止するため必要な水上設置遊具の利用上の遵守事項を定め、これを水上設置遊具利用者に遵守させること。
 - (2) 水上設置遊具の形状、寸法、構造等を踏まえ、当該水上設置遊具の維持管理その他の安全上必要な措置をとること。
 - (3) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
 - (4) 水上設置遊具運営業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- 3 水上設置遊具運営業届出者は、水上設置遊具利用者が外国人であるときは、第1項第

1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

第6章 遊泳者の事故防止等

第25条 遊泳者は、海水浴場開設者が水難事故の防止のために定めた遵守事項に従うよう努めなければならない。

2 遊泳者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、自ら水難事故の防止に努めなければならない。

(1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、正常な遊泳、潜水等が阻害され、自己の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められるときは、遊泳、潜水等をしないこと。

(2) 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な遊泳、潜水等ができない状態にあるときは、遊泳、潜水等をしないこと。

(3) 遊泳する場合は、救命胴衣等を着用すること。

第7章 操縦者の事故防止等

(プレジャーボートの操縦者の遵守事項)

第26条 プレジャーボートを操縦する者は、プレジャーボート提供業届出者、マリーナ業届出者又は第15条第1項第1号若しくは第2号の事業に係る第17条の規定による通知をした国の機関等が水難事故の防止のために定めた遵守事項並びに水難事故の防止のために行う指導及び助言に従わなければならない。

2 プレジャーボート（動力船に係るものに限る。）を操縦する者は、ゴムボート、水上スキー等（以下この項において「ゴムボート等」という。）をえい航する場合は、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) ゴムボート等に乗る者に救命胴衣を着用させること。

(2) ゴムボート等に乗る者又はゴムボート等が海域等利用者又は船舶その他の物件と衝突しないようにすること。

3 プレジャーボートを操縦する者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、自ら水難事故の防止に努めなければならない。

(1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、プレジャーボートの

正常な航行が阻害され、プレジャーボートに漂流、転覆その他の危険が生ずるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを操縦しないこと。

(2) 漂流物、工作物その他の物件により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに衝突その他の危険が生ずるおそれがあると認められる場所においては、プレジャーボートを操縦しないこと。

(3) プレジャーボート（小型船舶に該当するものを除く。）を操縦する場合は、救命胴衣等を着用すること。

4 第1項及び第3項の規定は、カヌー等を操縦する者について準用する。この場合において、これらの規定中「プレジャーボートを」とあるのは「カヌー等を」と、第1項中「プレジャーボート提供業届出者、マリーナ業届出者」とあるのは「カヌー等提供業届出者」と、「第1号若しくは第2号」とあるのは「第3号」と、第3項第1号及び2号中「プレジャーボートの」とあるのは「カヌー等の」と、「プレジャーボートに」とあるのは「カヌー等に」と、同項第3号中「プレジャーボート（小型船舶に該当するものを除く。）」とあるのは「カヌー等」と、「救命胴衣等」とあるのは「救命胴衣」と読み替えるものとする。

（危険行為等の禁止）

第27条 プレジャーボート又はカヌー等（第30条、第42条第4号及び第43条第4号において「プレジャーボート等」という。）を操縦する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 海域等利用者の付近において、みだりに疾走させ、急転回させる等により、海域等利用者に対し、危険を覚えさせる行為

(2) 水産動植物の養殖施設又は漁労中の定置されている漁具に接近する行為

（酒気帯び操縦等の禁止）

第28条 何人も、海域及び内水域において、酒気を帯びた状態で船舶を操縦してはならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で船舶を操縦してはならない。

（警察官の措置）

第29条 船舶に乗船し、又は乗船しようとしている者が前条第1項の規定に違反して船舶を操縦するおそれがあると認められるときは、警察官は、次項の規定による措置に関

し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気について検査をすることができる。

- 2 前項の検査を行った場合において、当該船舶を操縦する者が前条第1項の規定に違反して船舶を操縦するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な操縦ができる状態になるまで船舶を操縦してはならない旨を指示する等海域及び内水域における安全を確保し、又は事故を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(事故発生時の措置)

第30条 プレジャーボート等を操縦する者その他の乗組員は、そのプレジャーボート等の航行により人の死傷若しくは行方不明又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該プレジャーボート等を操縦する者（当該者が死傷し、又は行方不明となりやむを得ない場合は、その他の乗組員）は、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に当該事故の概要及びとった措置について報告しなければならない。

第8章 勧告等

(公安委員会等の勧告等)

第31条 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が第8条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる措置をとっていない場合又は海域レジャー事業者が第19条第1項各号（第10号を除く。）、第21条第1項各号（第12号を除く。）、第22条第1項各号（第8号を除く。）、第23条第1項各号（第9号を除く。）若しくは第24条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる措置をとっていない場合において、当該第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者に対し、当該措置をとるよう勧告することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 4 公安委員会は、第1項の規定による勧告（第19条第1項第8号及び第9号、第21条第1項第10号及び第11号並びに第24条第1項第7号に係るものを除く。）を受けた者が、第2項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、当該勧告に係る

措置をとるべきことを指示することができる。

- 5 警察官は、第5条第1項の届出をした者が第8条第1項第1号から第5号までに掲げる措置をとっていない場合又は海域レジャー事業者が第19条第1項第1号から第7号まで、第21条第1項第1号から第9号まで、第22条第1項第1号から第7号まで、第23条第1項第1号から第8号まで若しくは第24条第1項第1号から第6号までに掲げる措置をとっていない場合において、海水浴場における遊泳者並びにプレジャーボート利用者、カヌー等利用者、潜水者、スノーケリング者及び水上設置遊具利用者の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者に対し、応急の措置をとるよう指示することができる。

(事業の停止等)

第32条 公安委員会は、第5条第1項及び第11条第1項の届出をした者並びに海域レジャー事業者が、この条例の規定に違反した場合において、水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体又は財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該違反をした者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は海域レジャー事業を営むことについて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が同条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海水浴場の廃止を命ずることができる。
- 3 公安委員会は、第11条第1項の届出をした者が第14条の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、催物の開催の中止を命ずることができる。
- 4 公安委員会は、海域レジャー事業者が第18条の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海域レジャー事業の廃止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第33条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第9章 雑則

(安全対策優良海域レジャー提供業者の指定等)

第34条 公安委員会は、海水浴場開設者及び海域レジャー事業者（以下「海域レジャー提供業者」という。）のうち、海域等利用者に係る安全対策が公安委員会規則で定める基準に適合していると認められる海域レジャー提供業者を、その申出により、1年を超えない範囲で期間を定めて、安全対策優良海域レジャー提供業者として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により安全対策優良海域レジャー提供業者を指定した場合には、その旨を文書により通知するとともに、公安委員会規則で定める安全対策優良標示を交付するものとする。

3 安全対策優良海域レジャー提供業者は、安全対策優良標示を事業所の見やすい場所（海水浴場にあつては、海水浴場内の見やすい場所）に掲示するものとする。

4 公安委員会は、安全対策優良海域レジャー提供業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該指定を受けたことが判明したとき。

(2) 第1項の公安委員会規則で定める基準に適合していないことが判明したとき。

(3) この条例の規定に違反したとき。

(4) 海域等利用者の生命、身体又は財産に危険を生じさせたとき。

(5) 第32条第2項の規定による海水浴場の廃止又は同条第4項の規定による海域レジャー事業の廃止を命じられたとき。

5 前項の規定により第1項の規定による指定を取り消された者は、交付を受けた安全対策優良標示を、公安委員会に返還しなければならない。

6 公安委員会は、第1項の規定による指定又は第4項の規定による指定の取消しをした場合には、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(指導)

第35条 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止するため必要があると認めるときは、海域レジャー提供業者に対し、必要な指導を行うことができる。

(講習)

第36条 公安委員会は、水難救助に係る知識及び技能の向上を図るため、水難救助員に対

する講習を行うことができる。

- 2 公安委員会は、特定カヌー等の操縦に係る知識及び技能の向上を図るため、カヌー等ガイドに対する講習を行うことができる。
- 3 公安委員会は、潜水に係る知識及び技能の向上を図るため、ガイドダイバーに対する講習を行うことができる。
- 4 公安委員会は、スノーケリングに係る知識及び技能の向上を図るため、スノーケリングガイドに対する講習を行うことができる。

(海域等の状況の調査)

第37条 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体又は財産の保護を図るため、海域及び内水域の状況その他必要な事項について調査を行うことができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その調査の結果を海域レジャー提供業者に通知するものとする。

(立入調査)

第38条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、海域レジャー提供業者の事業所に立ち入り、水難事故の防止等の措置状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(海域レジャー適正化事業実施機関の指定等)

第39条 公安委員会は、水難事故の防止を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第5項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沖縄県の区域内に一を限って、海域レジャー適正化事業実施機関（以下この条において「海域レジャー適正化機関」という。）として指定することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による海域レジャー適正化機関の指定をしたときは、当該海域レジャー適正化機関の名称及び主たる事務所の所在地を県公報で告示しなければならない。

- 3 海域レジャー適正化機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会にその旨を届け出なければならない。
- 4 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を県公報で告示しなければならない。
- 5 海域レジャー適正化機関は、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 水難事故の防止その他この条例の遵守に関し海域レジャー提供業者に対する助言及び指導を行うこと。
 - (2) 公安委員会の委託を受けて第34条第1項の規定による指定に関し同項に規定する基準に適合しているかどうかについて審査すること。
 - (3) 公安委員会の委託を受けて第36条各項に規定する講習を行うこと。
- 6 海域レジャー適正化機関は、前項各号に掲げる事業の実施に必要な限度において、海域レジャー提供業者又は第36条各項に規定する講習を受けようとする者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。
- 7 公安委員会は、海域レジャー適正化機関が行う第5項に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、海域レジャー適正化機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 8 公安委員会は、海域レジャー適正化機関が前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
- 9 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

(市町村条例との関係)

第40条 水難事故の防止に関し、この条例の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している市町村の区域におけるこの条例の規定の適用については、公安委員会規則で定める。

(公安委員会規則への委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第10章 罰則

(罰則)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に

処する。

- (1) 第27条第1号の規定に違反した者
- (2) 第28条第1項の規定に違反して船舶（動力船に係るプレジャーボート並びに第22条第2項第3号及び第23条第2項第3号に規定する船舶に限る。次号及び次条第3号において同じ。）を操縦した者で、その操縦をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいう。）にあったもの
- (3) 第28条第2項の規定に違反した者（薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で船舶を操縦した者に限る。）
- (4) 第30条前段に規定する負傷者の救護の措置をとらなかった者（プレジャーボート等を操縦していた者に限る。）

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第4項、第11条第4項及び第15条第3項の規定に違反した者
- (2) 第9条第5項の規定に違反した者
- (3) 第28条第1項の規定に違反して船舶を操縦した者で、その操縦をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの
- (4) 第30条前段に規定する負傷者の救護の措置をとらなかった者（プレジャーボート等を操縦していた者を除く。）
- (5) 第32条の規定による命令に違反した者
- (6) 常習として次条第1項の罪を犯した者

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条又は第31条第5項の規定に基づく警察官の指示に従わなかった者
- (2) 第8条第1項第6号、第19条第1項第10号、第21条第1項第12号、第22条第1項第8号、第23条第1項第9号又は第24条第1項第8号の規定に違反した者
- (3) 第29条第1項の規定に基づく警察官の検査を拒み、又は妨げた者
- (4) 第30条後段の規定による報告をしなかった者
- (5) 第31条第4項の規定に基づく公安委員会の指示に従わなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項の規定による届出をしないで催物を開催した者
- (2) 第11条第1項、第12条、第15条第1項又は第16条の規定による届出に関し虚偽の届

出をした者

- (3) 第12条又は第16条の規定による届出をしなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による届出をしないで海域レジャー事業を営んだ者
- (5) 第38条第1項の規定による海域レジャー事業者の事業所に対する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第18項の規定は令和8年3月1日から、第22条第2項第3号及び第4号並びに第23条第2項第3号及び第4号の規定は令和9年4月1日から施行する。

(海域レジャー事業の届出等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項の規定による届出をして同項各号に掲げる事業を営んでいる者は、この条例による改正後の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「新条例」という。）第15条第1項各号に掲げる事業に該当する事業について、同項の規定による届出をした者とみなす。

(カヌー等提供業に関する経過措置)

- 3 前項の規定により新条例第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて届出をしたとみなされる者（次項において「みなしかヌー等提供業届出者」という。）は、当該事業に係る事項について、新条例第16条の規定により届け出なければならない。この場合において、同条中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して2年を経過する日まで」とする。

- 4 みなしかヌー等提供業届出者に対しては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該みなしかヌー等提供業届出者が前項の規定による届出をした日又は施行日から起算して2年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第21条第1項第5号、第6号及び第8号並びに第2項第5号の規定は適用しない。

(水上設置遊具運営業に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営んでいる者（国の機関等を除く。）は、同号に掲げる事業について、同項の規定による届出をした者とみなす。
- 6 前項の規定により新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて届出をしたとみなされる者（次項及び附則第8項において「みなし水上設置遊具運営業届出者」といい、附則第2項の規定により新条例第15条第1項の規定による届出をした者とみなされる者を除く。）は、当該事業に係る事項について、新条例第15条第1項の規定により届け出なければならない。この場合において、同項中「その事業を営もうとする日の10日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。
- 7 みなし水上設置遊具運営業届出者（附則第2項の規定により新条例第15条第1項の規定による届出をした者とみなされる者に限る。）は、同項第6号に掲げる事業に係る事項について、新条例第16条の規定により届け出なければならない。この場合において、同条中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。
- 8 みなし水上設置遊具運営業届出者に対しては、施行日から当該みなし水上設置遊具運営業届出者が附則第6項若しくは前項の規定による届出をした日又は施行日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第24条第1項第4号及び第5号並びに第2項第3号の規定は適用しない。

(海域レジャー事業の通知等に関する経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第14条第4項において準用する旧条例第7条の規定による通知をして旧条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる事業を営んでいる国の機関等は、新条例第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事業に該当する事業について、新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなす。
- 10 前項の規定により新条例第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて通知をしたとみなされる国の機関等（次項において「みなしカヌー等提供業通知者」という。）は、当該事業に係る事項について、新条例第17条第2項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して2年を経過する日まで」とする。

11 みなしカヌー等提供業通知者に対しては、施行日から当該みなしカヌー等提供業通知者が前項の規定による通知をした日又は施行日から起算して2年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第21条第1項第5号、第6号及び第8号並びに第2項第5号の規定は適用しない。

12 この条例の施行の際現に新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営んでいる国の機関等は、同号に掲げる事業について、新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなす。

13 前項の規定により新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて通知をしたとみなされる国の機関等（次項及び附則第15項において「みなし水上設置遊具運營業通知者」といい、附則第9項の規定により新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなされる者を除く。）は、当該事業に係る事項について、新条例第17条第1項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「同項に規定する期日」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日」とする。

14 みなし水上設置遊具運營業通知者（附則第9項の規定により新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなされる国の機関等に限る。）は、新条例第15条第1項第6号に掲げる事業に係る事項について、新条例第17条第2項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。

15 みなし水上設置遊具運營業通知者に対しては、施行日から当該みなし水上設置遊具運營業通知者が附則第13項若しくは前項の規定による通知をした日又は施行日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第24条第1項第4号及び第5号並びに第2項第3号の規定は適用しない。

（事業停止命令等に関する経過措置）

16 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定による届出をした者に対する海水浴場を公衆の利用に供することの停止、催物を開催することの停止若しくは事業を営むことの停止又は海水浴場の廃止、催物の開催の中止若しくは事業の廃止の命令に関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

17 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

18 新条例第36条第2項の講習は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(沖縄県警察関係手数料条例の一部改正)

19 沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第12中「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項」を「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号）第34条第1項」に改める。